

日本語学会会則

第1章 総則

第1条 本会は「日本語学会」(The Linguistic Society of Japan)と称する。

第2条 本会は言語の科学的研究の進歩・発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- a) 大会その他諸種の研究集会の開催
- b) 機関誌そのほかの学術的図書の刊行
- c) その他必要な事業

第4条 本会の事務局を会長または事務局長の所属機関に置く。

第5条 本会の支部を評議員会の承認を経て各地区等に置くことができる。

第2章 会員

第6条 本会の会員は、通常会員、維持会員、賛助会員、名誉会員、学生会員の5種とする。

第7条 通常会員は、本会の趣旨に賛成し、所定の手続(注)を経て、本会に登録された個人、および団体(図書館、研究室、書店等)とする。

2 通常会員は、所定の手続(注)を経て維持会員となることができる。

3 学生会員は、本会の趣旨に賛成し、所定の手続(注)を経て、本会に登録された個人とする。

第8条 賛助会員は、本会の趣旨に賛成し、本会のために財政的援助を与える個人その他で、評議員会の承認を経て、本会に登録されたものとする。

第9条 名誉会員は、言語研究において顕著な功績の認められる個人で、評議員会の推挙により、会員総会において承認されたものとする(注)。

第10条 会員は、諸種の会合および事業の通知を受け、機関誌の配布を受ける。また、事業に参加することができる。

2 通常会員、維持会員、学生会員の中の個人(以下、個人会員)は、所定の手続を経て、研究集会または機関誌上においてその研究を発表することができる。

3 個人会員は、会長、編集委員長、会計監査委員、評議員の選挙権および被選挙権を有する。ただし、外国在住の会員は、被選挙権を有しない。学生会員は、選挙権および被選挙権を有しない。

第3章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

会長……1名

事務局長……1名

事務局委員……若干名

常任委員……若干名

評議員……約70名

編集委員長……1名

編集委員……若干名

大会運営委員長……1名

大会運営委員……若干名

広報委員長…… 1名
広報委員……若干名
夏期講座委員長…… 1名
夏期講座委員……若干名
学会賞選考委員長…… 1名
学会賞選考委員……若干名
顧問……若干名
会計監査委員…… 2名

- 第12条 会長は、本会を代表し、その学術的、事務的、財政的事項について責任を負う（注）。
- 2 会長は、個人会員の互選により選出する。任期は3年とし、1期に限る。
- 3 会長が任期中に辞任した場合は、選挙の際の次点者を以てこれに当てる。
- 第13条 事務局長と事務局委員は、会長を助けて、本会の事務を担当する。
- 2 事務局長は、会長が個人会員中より指名委嘱する。任期は3年とする。
- 3 事務局委員は、事務局長が会長と協議のうえ、個人会員中より指名委嘱する。
- 第14条 常任委員は、会長を議長とする常任委員会を構成し、本会の運営・活動に関わる重要事項について審議する。
- 2 常任委員は、会長が個人会員中より指名委嘱する。任期は3年とする。
- 第15条 評議員は、会長を議長とする評議員会を構成し、以下の事項について審議および議決を行う。
- a) 会則の変更、規則の制定および変更
 - b) 予算および収支決算の承認
 - c) 各種委員会および小委員会の設置・解散、活動方針・活動報告の承認
 - d) 事務局業務の外部委託の承認
 - e) 国際会議への代表派遣の承認
 - f) 名誉会員の推挙
 - g) 賛助会員の承認
 - h) 本会支部設立の承認
 - i) その他重要な事項の審議および議決
- 2 評議員は、個人会員の互選により選出する。任期は3年とし、再選を妨げない。
- 第16条 編集委員長と編集委員は、編集委員会を構成し、機関誌の編集を行う。
- 2 編集委員長は、個人会員の互選により選出する。任期は3年とし、1期に限る。
- 3 編集委員長は、常任委員会に出席し、諮問に応ずるものとする。
- 4 編集委員は、編集委員長が個人会員中より指名委嘱する。
- 5 編集委員長は、特別編集委員若干名を指名・委嘱することができる。特別編集委員は会員に限らないものとする。（注）
- 第17条 大会運営委員長と大会運営委員は、大会運営委員会を構成し、大会の企画・運営を行う。
- 2 大会運営委員長は、会長が個人会員中より指名委嘱する。任期は1年半とする。
- 3 大会運営委員長は、常任委員会に出席し、諮問に応ずるものとする。
- 4 大会運営委員は、大会運営委員長が会長と協議のうえ、個人会員中より指名委嘱する。
- 第18条 広報委員長と広報委員は、広報委員会を構成し、学会の広報活動を行う。

- 2 広報委員長は、会長が個人会員中より指名委嘱する。任期は1年半とする。
- 3 広報委員長は、常任委員会に出席し、諮問に応ずるものとする。
- 4 広報委員は、広報委員長が会長と協議のうえ、個人会員中より指名委嘱する。
- 第19条 夏期講座委員長と夏期講座委員は、夏期講座委員会を構成し、日本言語学会夏期講座の企画・運営を行う。
- 2 夏期講座委員長は、会長が個人会員中より指名委嘱する。任期は2年とする。
- 3 夏期講座委員長は、会長の要請により常任委員会に出席し、諮問に応ずるものとする。
- 4 夏期講座委員は、夏期講座委員長が会長と協議のうえ、個人会員中より指名委嘱する。
- 第20条 学会賞選考委員長と学会賞選考委員は、学会賞選考委員会を構成し、日本言語学会学会賞の選考を行う。
- 2 学会賞選考委員長は、会長が個人会員中より指名委嘱する。任期は3年とする。
- 3 学会賞選考委員長は、会長の要請により常任委員会に出席し、諮問に応ずるものとする。
- 4 学会賞選考委員は、学会賞選考委員長が会長と協議のうえ、個人会員中より指名委嘱する。
- 第21条 顧問は、会長および評議員会の諮問に答える。
- 2 顧問は、任期を終えた会長を以てこれに当てる。
- 第22条 会計監査委員は、財産および会計の状況を監査し、評議員会に報告する。
- 2 会計監査委員は、個人会員の互選により選出する。任期は3年とし、1期に限る。

第4章 役員の兼任

- 第23条 会長、会計監査委員は、他のいかなる役員も兼ねることはできない。
- 第24条 顧問は、評議員以外のいかなる役員も兼ねることができない。
- 第25条 編集委員長、大会運営委員長、広報委員長、事務局長は、常任委員を兼ねることができない。

第5章 会議

- 第26条 定例会員総会は、年に1回会長がこれを招集する。
- 2 必要の場合は、会長は臨時会員総会を招集することができる。招集不可能の場合は、郵便等によって全個人会員の賛否を問うことができる。
- 第27条 評議員会は、年2回会長がこれを招集する。会長は、予め議案を通知しなければならない。
- 2 必要の場合は、会長は臨時評議員会を招集することができる。また評議員7名の要請があった場合は、臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 議決は郵送投票等によることもできる。
- 第28条 常任委員会は、会長がこれを招集する。会長は、予め案件を通知しなければならない。

第6章 会計

- 第29条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金等を以てこれに当てる。
- 第30条 会長は、予算案を作り、評議員会の承認を得る。また、収支決算書を作り、会計監査委員の監査を経て、評議員会の承認を経たのち、会員総会に報告する。
- 第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3年31日に終わる。

第7章 事務局業務の委託

第32条 本会の事務局業務の一部を、評議員会の承認を経て、外部委託することができる。
(注)

第8章 会則の変更

第33条 本会の会則の変更は、評議員会の議決を経て、会員総会に報告する。

注記

- 第7条第1項の「所定の手続」について
当年度の会費を納入すること。会費は年7,000円（在外会員も同額）とする。
- 第7条第2項の「所定の手続」について
年10,000円（在外会員も同額）の会費を納入すること。
- 第7条第3項の「所定の手続」について
当年度の会費を納入すること。会費は年4,000円（在外会員も同額）とする。学生会員は、入会手続き時、および年度毎に当該年度有効の学生証のコピー、在学証明書など、学生の身分を証明するものを、ファックスあるいは通常郵便で、4月30日までに送付すること。
- 第9条について
名誉会員は会費を納入しない。
- 第12条第1項について
会長は就任後の最初の大会で就任講演を行い、その講演はその年度の『言語研究』に公刊される。
- 第16条第5項について
特別編集委員は、編集委員長からの依頼により、『言語研究』の編集作業の支援や海外における広報活動を行う（具体的には、査読を行う、査読担当者の選定等に関する助言を行う、会員を募り投稿を薦める等）。特別編集委員には『言語研究』を寄贈する。また、非会員の特別編集委員が投稿するときは、会員に準じる扱いとする。
- 第32条について
本会の事務局業務の一部を、当分の間、〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 中西印刷NACOS学会フォーラムに委託する。

附記

本会則は1975年4月1日より施行する。

(1975年11月29日修正案可決。)

(1978年10月14日修正案可決。)

(1984年11月13日修正案可決。 1985年4月1日施行。)

(1993年10月23日修正案可決。 1994年4月1日施行。)

(1999年11月27日修正案可決。 2000年4月1日施行。)

(2001年6月29日修正案可決。 2001年10月1日施行。)

(2001年11月17日修正案可決。 2002年4月1日施行。)

(2004年6月19日修正案可決。)

(2004年11月20日修正案可決。 2005年4月1日施行。)

(2006年6月17日修正案可決。)

(2009年6月20日修正案可決。)

(2009年11月28日修正案可決。)

(2010年11月27日修正案可決。)

(2011年11月26日修正案可決。)

(2012年6月16日修正案可決。)

(2013年11月23日修正案可決。)

(2015年11月28日修正案可決。)

(2017年6月24日修正案可決。)